## 滋賀県希望が丘文化公園希望が丘アクティブ団体登録要領

(趣旨)

第1条 この要領は、滋賀県希望が丘文化公園(以下「公園」という。)のため、自主的な独自の団体活動(以下「活動」という。)が展開されることを目的として、活動を行おうとする団体(「希望が丘アクティブ団体」。以下単に「団体」という。)について、その登録に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録の基準)

- 第2条 登録できる団体は、次の各号を全て満たすものとする。
  - (1) 公園内において(一部公園外を含む)、第3条に定める活動を実施しようとする団体(企業・NPO法人その他法人もしくはグループ)であること。
  - (2) 団体の実体と代表者が明確であること。
  - (3) 法令または公序良俗に反しない団体であること。

(活動の内容)

- 第3条 前条に定める活動は、次のいずれかに該当する内容とする。
  - (1) 公園内において実施する活動で、団体のCSR・社会貢献を内容とするもの。
  - (2) 団体が新たに企画し、広く参加者を集めて実施する、公園内での青少年教育、自 然体験、環境保全を内容とするもの。
  - (3) 団体が団体のホームページ等で公園を紹介・発信する広報に関するもの。

(活動の条件)

- 第4条 前条に定める活動は、次の条件を満たしているものとする。
  - (1) 公益財団法人滋賀県希望が丘文化公園(以下「財団」という。)が協賛等を行っていない活動であること。
  - (2) 活動のために公園の施設を利用する場合は、団体において公園の規定に従い予約・ 申込等が必要なものとする。
  - (3) 活動が有料(参加費・材料費を徴収するもの)か無料かは問わない。ただし、物品販売等の行為は認めないものとする。
  - (4) 活動にかかる費用(ボランティア保険等を含む)は、団体において負担するものとする。
  - (5) 活動の実施に際し、財団に協力をも求め、または、財団の職員の助力等を必要と する場合は、予め財団と協議するものとする。

(登録の手続)

- 第5条 登録を希望する団体は、「希望が丘アクティブ団体」登録申込書(様式第1号)を 財団に提出しなければならない。
- 2 財団の理事長は、当該登録申込書の提出があった場合において、当該団体の活動および登録を認めたときは、「希望が丘アクティブ団体」登録承認書(様式第2号)を交付するものとする。
- 3 当該団体の活動に変更が生じた場合は、速やかに再度、「希望が丘アクティブ団体」登録申込書(様式第1号)を財団に提出しなければならない。

(活動の中断等)

- 第6条 前条の登録承認書の交付を受けた団体が、活動の中断する場合もしくは登録の取消を求める場合は、「希望が丘アクティブ団体」活動中断・登録取消申請書(様式第3号)を財団の理事長に提示しなければならない。
- 2 この場合、財団の理事長は、当該申請に対して承認書を交付することはせず、当該承 認書の受理をもって承認したものとする。

(登録団体への支援)

- 第7条 財団は、登録団体に対し、次の各号の支援を行うものとする。
  - (1) 当該活動の実施(下見や準備、後片付け等を含む)のための来園時における団体 所属の者の公園駐車場料金を免除すること。ただし、事前に財団から交付された駐車 許可証を入園時に提示するものとする。
  - (2) 財団が運営するホームページにおいて、登録の後、速やかに団体の名称を表示して発信すること。ただし、申請のあった日から6月以上活動が実施されない場合は、当該支援は取り消すものとする。
  - (3) 財団が運営するホームページにおいて、当該活動の実施に併せ、その内容の紹介を行うこと。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、登録について必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、令和6年7月1日から施行する。